

沖ト協発第122号

平成29年10月17日

会員各位

公益社団法人 沖縄県トラック協会
会 長 佐次田 朗
(公 印 省 略)

「標準貨物自動車運送約款」の一部改正等について(※重要)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業者における適正な運賃・料金の収受に向け、平成29年8月4日付で標準貨物自動車運送約款が一部改正され、平成29年11月4日に施行されることとなりました。貨物自動車運送事業者の皆様におかれましては、同約款一部改正等に伴い下記のとおり手続きをお願いいたします。

つきましては、所定の様式に必要事項を記入頂き下記のとおり各対象ごとに変更届出又は、認可申請を沖縄総合事務局陸運事務所へご提出をしていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

【1. 改正告示後の新標準運送約款を使用する場合】

- ・運賃及び料金の変更届出を行う。
(料金の変更届出のみで約款の認可申請は不要)

【2. 引き続き改正告示前の標準運送約款を使用する場合】

- ・改正告示前の標準約款を使用する事について認可申請を行う。
(約款の認可申請のみ必要で料金の届出は不要)

【3. 現在沖縄総合事務局から認可を受けている独自の運送約款を使用しており、同約款を引き続き使用する場合】

- ・手続きは不要。

【4. 現在、標準運送約款ではなく、独自の認可を沖縄総合事務局から受けた運送約款を使用している事業者が、現在使用している運送約款に今回の新標準運送約款の改正した項目を追加した運送約款に変更する場合】

- ・改正した項目を追加した運送約款を使用することについて、改めて認可申請を行う。

- ・運賃及び料金の変更届出を行う。

(約款の認可申請及び料金の変更届出を行う)

※添付しております、届出様式は平成2年公示の運賃・料金又は平成11年公示の運賃・料金を現在使用している事業者向けの様式になります。当該運賃、料金を現在使用していない事業者の方については、各自で作成し届出をするようお願いいたします。

※約款の認可申請書及び料金の届出書の提出先は沖縄総合事務局 陸運事務所へ提出

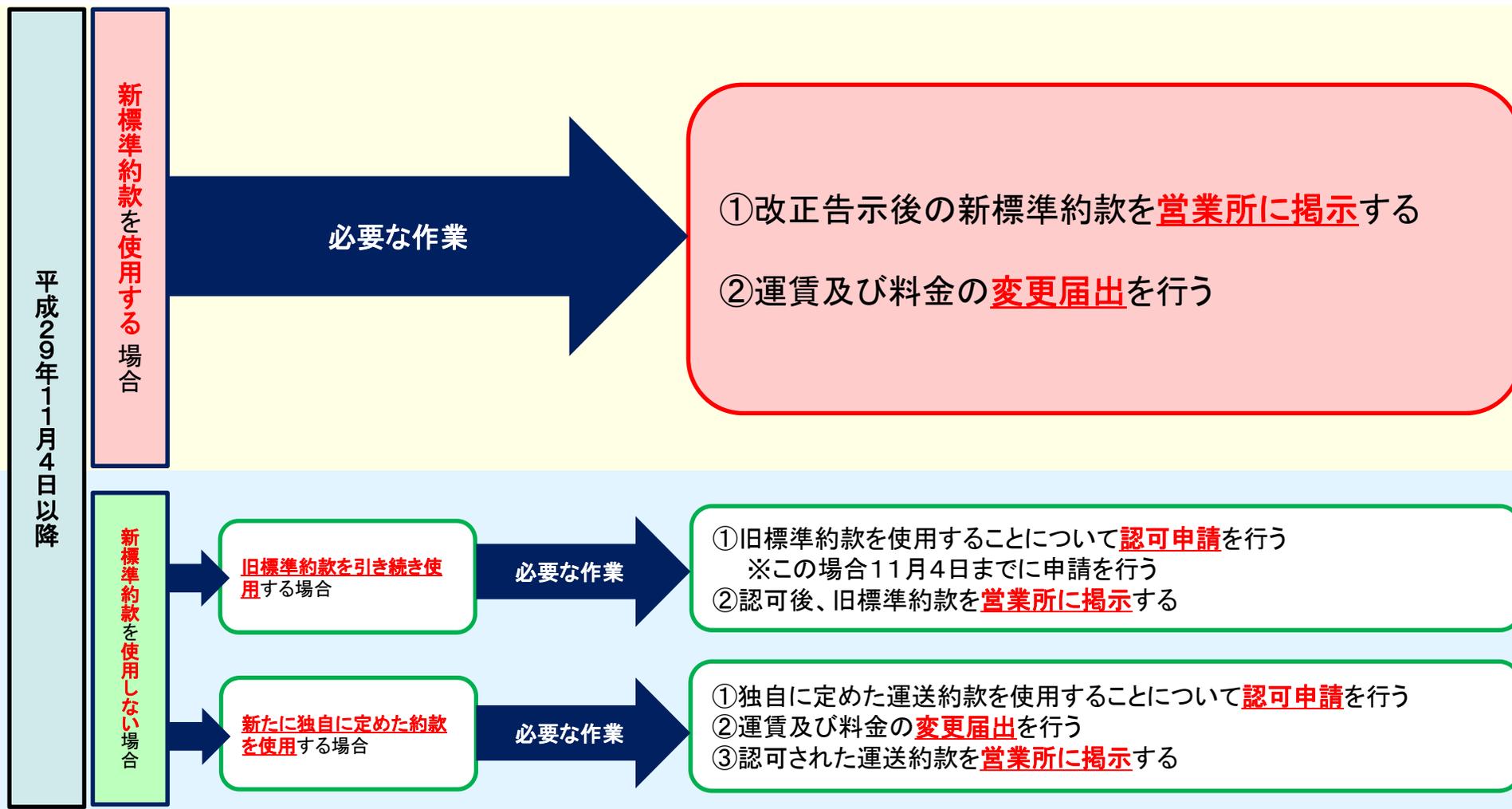
※本文書は当協会ホームページへ掲載します。認可申請書及び届出書もホームページよりダウンロードできます。

< 本件に対する問合せ先 >

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課
098-863-0280

内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課
098-866-1836 (直通)

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合については手続きは不要
 ○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
 ※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例＞
(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

平成29 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

記入例

住 所 那 覇 市 港 町 〇 〇 - 〇
事 業 者 名 (株) 沖 縄 適 正 化
代 表 者 名 港 町 適 正 印
電 話 番 号 〇 9 8 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称 (株)沖縄適正化

住 所 那覇市港町〇〇-〇

代 表 者 名 港町 適正

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

特定貨物自動車運送事業

軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

その他()

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料
(削除)車両留置料
(変更)実費負担、消費税

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成29年11月4日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款の改正により、新たに待機時間料、積込料及び取卸料が規定され、約款に従い料金を収受する等のため。

<運賃料金変更届出書の様式例>
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

【積込料及び取卸料について】

(新)

	上限	下限
1時間ごとに	000円	000円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を受受
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

	上限	下限
30分を超える場合において15分までごとに	000円	000円

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円
車種別 時間	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トンを超え2トンを増す車種までご とに		
30分まで ごとに	1,950円	2,150円	2,240円	180円		

<運賃料金適用方設定届出の様式例>
(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙②>

【積込料及び取卸料について】

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4 トンを増す車種ま でごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

【実費負担について】

(新)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。

ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積み付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

【消費税について】

(新)

22.(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(旧)

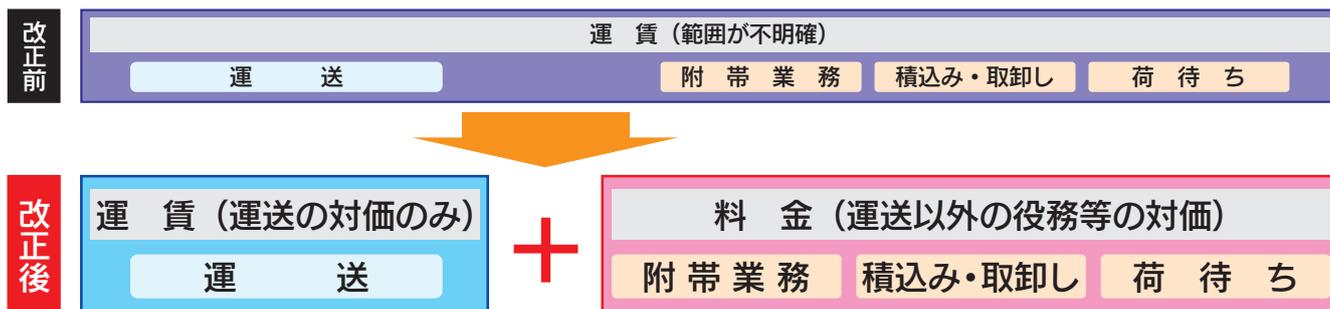
22.(1)運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ちの対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ちが発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。